

和光市生活介護施設（身体障害者）指定管理者
令和7年度協定書

令和7年4月1日

和光市

和光市生活介護施設（身体障害者）の管理運営に関する年度協定書

和光市（以下「甲」という。）及び地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、令和7年2月5日に締結した和光市生活介護施設（身体障害者）の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、令和7年度における和光市生活介護施設（身体障害者）（以下「本施設」という。）の管理運営について、次のとおり年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、令和7年度における本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の内容等を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（本業務の内容）

第3条 甲及び乙は、令和7年度における本業務の内容が基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）

第4条 甲は、乙に対し、指定管理料として金13,712,000円を支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、毎月、書面により前項の指定管理料を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求が適正であると認めたときは、当該請求を受理した日から30日以内に、乙に対し、指定管理料を支払うものとする。

（運営利益の甲への納付）

第5条 乙は、令和7年度における本業務の収支決算においてその収支に余剰金が生じた場合で、当該余剰金の額が令和7年度における本業務の収入の総額に100分の5を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を超えたときは、当該余剰金の額から基準額を減じて得た額に100分の50を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を運営利益として甲に納付するものとする。

（備品の管理）

第6条 乙は、備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。

（モニタリングの実施）

第7条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及び利用者アンケートを実施するものとする。

2 甲は、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリング

は、基本協定第20条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(合意事項)

第8条 甲及び乙が令和7年度における本業務の詳細について協議し、合意した事項は、別紙のとおりとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、基本協定第17条に定めるもののほか、令和7年度における本業務の実施にあたっては、別紙2の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

令和7年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 柴崎 光子

乙 埼玉県和光市南一丁目23番1号
社会福祉法人和光市社会福祉協議会
会 長 木田 亮

合意事項

甲及び乙は、令和7年度における本業務に関し、次の事項について協議し、合意した。

1 経費及び運営利益について

- (1) 本業務の経費は、本部経費を含み、光熱水費を含まないものとする。
- (2) 乙は、年度協定第5条の規定により甲に運営利益を納付するときは、社会福祉法第45条の23の規定による会計処理後、速やかに行うものとする。

2 送迎業務の実施について

送迎業務は、乙が実施（第三者への委託可）するものとし、添乗及び配車の手配等の調整を行うものとする。

- (1) 運行車両及び台数 ワゴン車バスリフト装置 車椅子固定装置付 2台
- (2) 運行日及び運行経路 ダイヤ運行は、施設の開所日とし、運行経路等は、乙と施設利用者との協議により決定するものとする。

3 施設の維持管理について

本施設を含む和光市総合福祉会館の総合管理は、甲が総合福祉会館建物総合管理業務として第三者に委託するものとする。乙は、本施設を適切に維持管理するため、総合福祉会館建物総合管理業務を受託した者と緊密に連携しなければならない。

4 車、パソコン、コピー機及び印刷機について

本業務に使用する車（送迎業務に使用する車を除く。）、パソコン、コピー機及び印刷機は、リース対応とし、乙が事業者と契約するものとする。

5 給食について

利用者に提供する給食は、乙が和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設の指定管理者（以下「B型指定管理者」という。）から購入するものとする。

6 給食費について

利用者及び乙の職員の給食の負担額は、別途協議するものとする。

7 消防計画について

本施設の消防計画は、甲が作成する和光市総合福祉会館消防計画に包含されるものとし、乙は、当該消防計画に基づいた体制整備を行い、防火訓練等又は火災等の発生時にはその任に当たらなければならない。

8 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

乙が甲に提出した企画提案書について、第三者から甲に開示請求があったときは、甲は、和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）に定めるところにより開示するものとする。

9 研修の参加について

乙は、甲が開催する人権・個人情報保護等の研修会に乙の職員が参加することについて、配慮するものとする。